

監置小屋

題名すら、「監置小屋『に行って』」、「監置小屋『見て』」のどれも適切ではないと感じたため、名詞だけにしました。「監置小屋」は現実であるため、監置小屋とします。

監置小屋に人を閉じ込める制度(私宅監置)は国が作って保健所や警察が管轄した公的な隔離制度ですが、親やきょうだいが監護義務者になります。今回、現地で私が感じたことは、監護義務者となった親やきょうだい、監置されている人たちの状況を見て回ることが業務だった保健所の職員、近所の住民等の関わった人は全て、自分が知っている人を閉じ込めてることはやりたくないことであつただろう、そして、閉じ込められた人は、両親やきょうだい達が団らんしている声が聞こえるところで、一人何を思ったのだろうということでした。

ほかに、この監置小屋は過去のことと言
い切れるものではないと思いました。現在では、「閉じ込める」は精神保健福祉法でいうと、第36条に「行動の制限」として、精神保健指定医が必要と認めれば行うことができます。小屋がきれいな病院や施設の建物になっただけで、「保護」、「安全」、「医療上必要」という理由で行動の制限はたくさん存在しているし、私自身、閉じ込めることと閉じ込められることを「仕方ない」と思っていたということも気付きました。

法律でできることであっても、監置小屋のような悲しい、辛いことは少しでもない方が良いです。結局、今回、いろいろ考えさせられましたが、自分にできることは、過去を忘れず、未来を信じて、自分自身の希望ではない場所、方針、方法等を選ぶ人(クライエント、家族、近隣住民、支援する人も含めて)が少なくなるように、自分は自分の仕事をするしかないと再確認しました。

